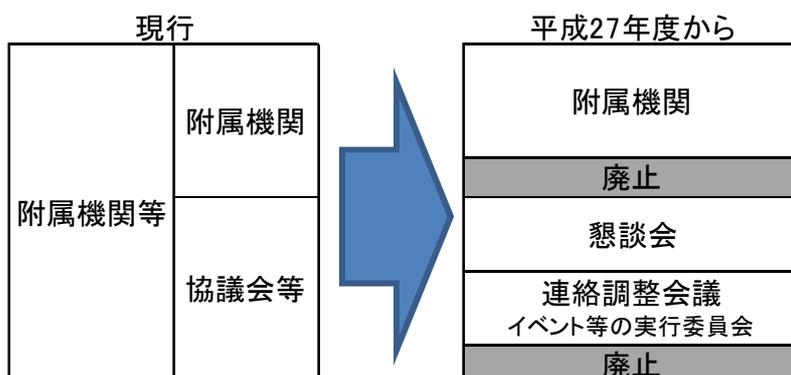


「川崎市行財政改革に関する計画策定委員会」について

1 附属機関等の見直し（「川崎市附属機関設置条例」の制定）

裁判所の判決や他都市の動向などを踏まえ、地方自治法に基づき法律又は条例により設置する「附属機関」と、専門家等から意見聴取を行う「懇談会」の基準を定め、改革の一環として、全ての附属機関等を対象に全庁的な整理統合等を行う。

（見直しのイメージ）



（検討結果）

| 現在 | | 見直しの結果 | | 見直し後 (H27. 4. 1※1) | |
|------|-----|--------|-----|--------------------|-----|
| 附属機関 | 107 | 整理統合等 | ▲24 | 附属機関 | 142 |
| | | 新規設置 | 59 | | |
| 協議会等 | 168 | 整理統合等 | ▲65 | 懇談会等※2 | 36 |
| | | 附属機関※3 | ▲67 | 協議会等 | 0 |
| 合計 | 275 | | | 合計 | 178 |

※1 時限設定するものを含まず

※2 懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

※3 整理統合等を含む

2 「川崎市行財政改革に関する計画策定委員会」の設置

「川崎市附属機関設置条例」の制定・施行に伴い、「川崎市の行財政改革に関する研究会」を協議会から附属機関に移行し、名称を「川崎市行財政改革に関する計画策定委員会」に改める。

| | 研究会 | 委員会 |
|------|---|----------------------------|
| 所掌事務 | 行財政改革に関する計画の策定に向けて、本市の行財政改革の方向性 その他必要な事項について研究すること | 行財政改革に関する計画の策定に関して調査審議すること |

※委員の定数、構成、任期等については変更なし

3 平成 27 年度開催予定

資料 5（スケジュール）のとおり